

VIII 景観まちづくりの推進方策

本市は、「市民参加と協働」「保全と活用」「協議・誘導」の3つの視点を踏まえ、景観まちづくりの実現に向けて、取り組んでいきます。

1. 地域の景観資源を生かした景観まちづくり

個性豊かで魅力的な景観形成を推進するためには、地域の歴史・文化を象徴し、地域を印象づける資源等を景観形成に積極的に取り入れていくことが必要です。また、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、都市公園等）などは、地域の景観を先導する重要な役割を担っています。このため、これらを「地域景観資源」として位置づけ、その保全・活用を図ります。

また、本市では、大山の眺望や祭りなどの地域の伝統文化、暮らしが織りなす生活風景や市民活動なども景観を形成する重要な要素となっています。これらについても「地域景観資源」として、幅広く捉えていきます。

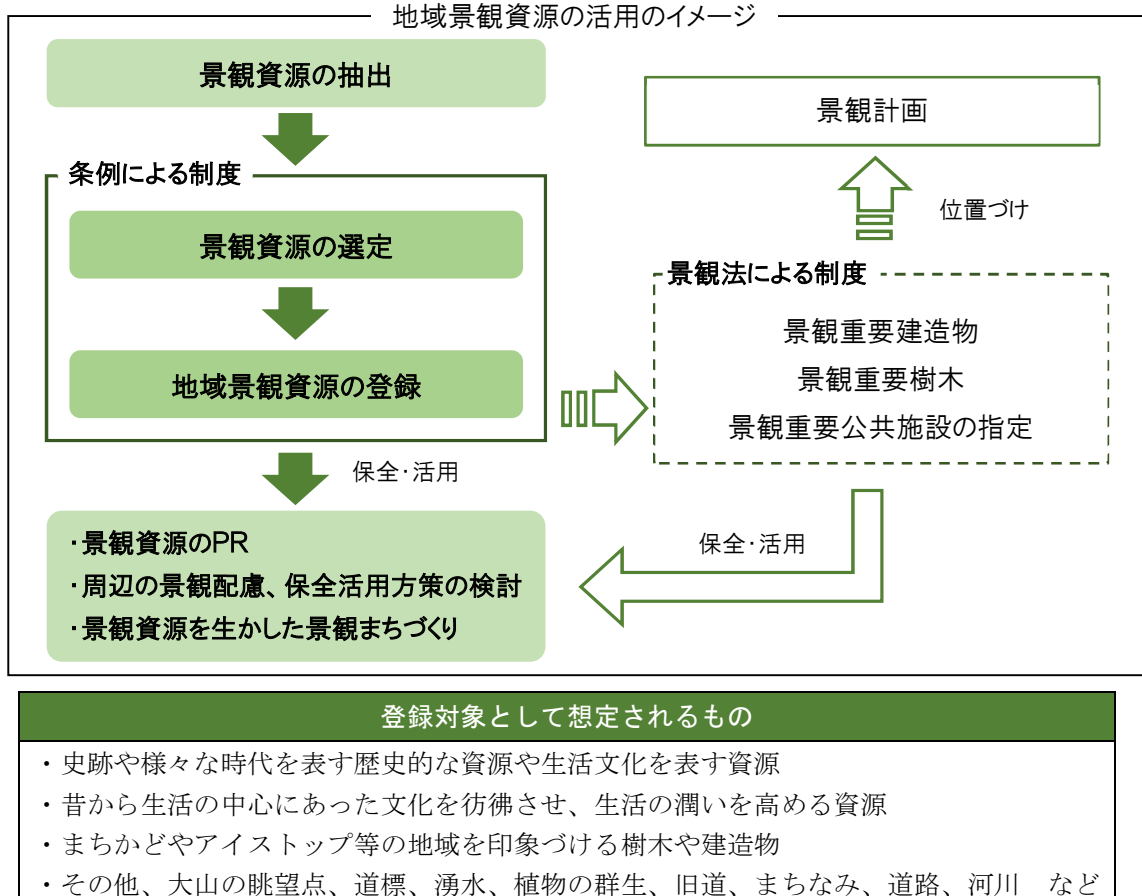
引き続き、地域景観資源登録を推進するとともに、保全・活用に当たっては、必要に応じて景観法に基づく景観重要建造物・樹木及び景観重要公共施設の指定を検討します。

こうした「地域景観資源」については、積極的な情報発信（ホームページ、マップ等）により市民共有の財産としていくとともに、それらを生かした景観まちづくりを進めます。

※「地域景観資源（令和6年3月時点登録済み）」の一覧を「IX.巻末資料（P32～）」に掲載します。

◇地域景観資源の活用の考え方

○景観法及び景観条例に基づく制度の活用により、地域で親しまれている多くの景観資源の保全活用を図ります。



2. 景観重点地区の活用による景観まちづくり

良好な景観の形成や保全が特に必要な地区を、景観条例に基づく景観重点地区に指定し、地域の特性を生かしたより良い景観形成の実現に向けたまちづくりを推進します。

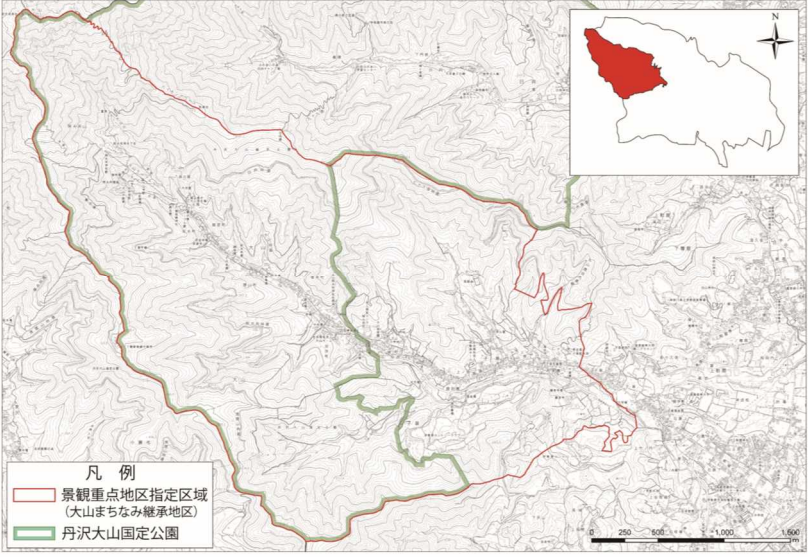
景観重点地区

景観重点地区の指定に当たっては、次の指定の方針に基づき、景観重点地区における景観まちづくりの目標や方針、また、景観形成基準などを定めます。

○重点地区指定の方針

- ・本市を代表する歴史・文化的景観を有する地区
- ・本市を代表する自然的景観を有する地区
- ・商業業務施設や公共施設等が立地するなど、多くの市民や来訪者が訪れる地区
- ・整った都市的景観が集積又は連続している地区
- ・市民や事業者と行政が協働により良好な景観の形成に関する具体的な活動や事業に取り組んでいる地区
- ・地域住民により良好な景観の形成のための取組がなされている地区
- ・法令等に基づき、良好な景観の形成のための措置が講じられている地区
- ・この他、本市の景観まちづくりを推進するうえで必要と認められる地区

【景観重点地区の指定状況／令和5年度現在／1地区】

景観重点地区の名称	大山まちなみ継承地区・景観重点地区（令和2年2月28日指定）
景観重点地区の指定区域	伊勢原市大山及び子易地内 
景観まちづくりの目標	「大山詣りの風情を守り育てる景観まちづくり」
良好な景観の形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史や文化、水やみどりなど、地域の成り立ちを伝える景観資源を守っていきます。 ・おもてなしの心と居心地の良さを感じる景観をつくっていきます。 ・地域活動をはじめとした、様々な取組により景観まちづくりを支えていきます。

3. 公共施設整備等による景観まちづくり

良好な景観まちづくりを進めていく上では、道路、河川、公園などの公共施設等が、周辺の景観まちづくりの先導的な役割を担うことが必要です。

公共施設等については、良好な景観の形成に関する方針を踏まえ地域の景観に配慮した施設整備を進めるとともに、本市の景観形成上特に重要となるものは、景観重要公共施設の制度の活用により、その整備や占用許可に関する事項を定めていきます。

また、公共施設整備等に当たっては、伊勢原市景観ガイドライン等により、総合的・一体的な整備を進めていきます。

公共施設整備等に係る景観まちづくりの推進イメージ

企画・立案

- ・ 景観まちづくりの事前相談
- ・ ガイドライン等の活用
- ・ 行為場所の景観特性等の確認

計画・設計

- ・ 景観まちづくりの事前協議
- ・ まちづくり審議会、景観アドバイザーの意見聴取（必要に応じて）

施工・監理

- ・ ガイドラインや色見本等の確認

維持・管理

- ・ 景観まちづくりに配慮した維持管理

【伊勢原市のシティーカラー】

○色彩面から伊勢原の独自性を表すもので、まちづくりシンボルマークや行政ロゴタイプと同様に、伊勢原のイメージ形成のための重要な役割を果たします。

【伊勢原グリーン】



マンセル値:0.5BG 5.7/13.9
DIC:175
プロセス:C100%+Y60%
PANTONE :PANTONE GREEN

【伊勢原グレー】



マンセル値:1.2Y 4.9/1.2
DIC:502
プロセス :C60%+M60%+Y60%+BL10%
PANTONE:404

シティーカラーの使用例



公共サイン（背景：伊勢原グレー / 矢印等：伊勢原グリーン）

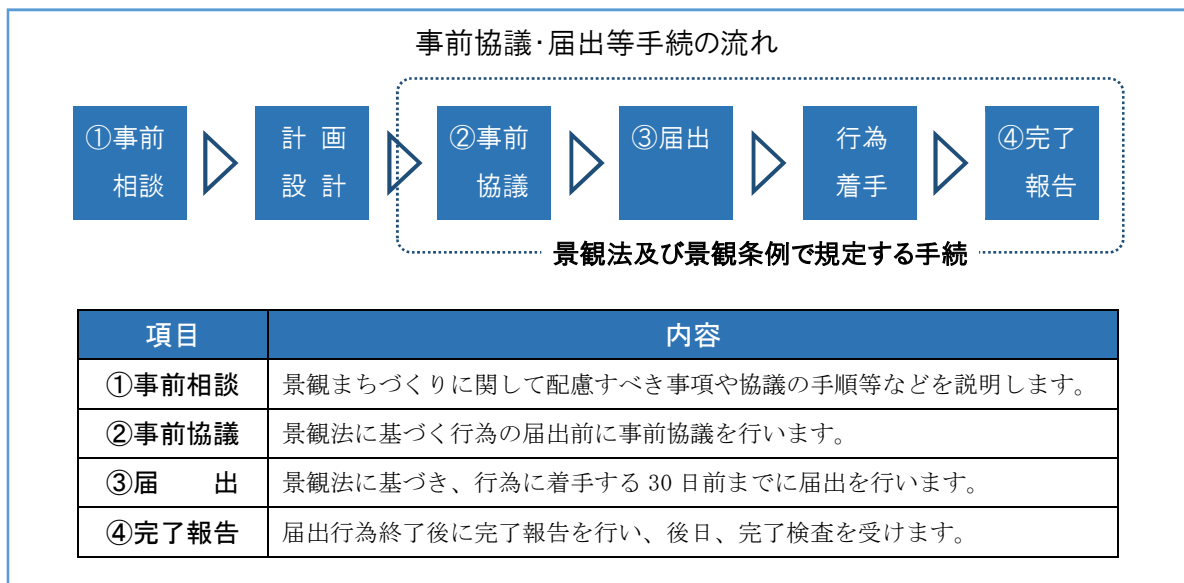
4. 建築物等の誘導による景観まちづくり

(1) 建築物や工作物

建築物や工作物などは、建築等に当たり立地する地域の景観特性に配慮し、調和を図ることで、良好な景観が形成されていきます。

このため、良好な景観の形成に関する方針に基づき、伊勢原市景観ガイドライン等により、地域特性等に応じたきめ細かな景観誘導を行います。

「IV.届出等の手続に関する事項（P16～17）」に記載しているとおり、届出対象行為については、景観条例に基づく事前協議や必要な指導又は助言を行うとともに、景観形成基準への適合審査を行います。



(2) 屋外広告物の誘導による景観まちづくり

屋外広告物は、にぎわいのある商業地の演出などが図られる一方で、無秩序な設置により良好な景観を阻害する要因にもなることから、良好な景観の形成に関する方針に基づき、地域の実情に応じたルールを検討することにより、伊勢原らしい良好な景観の形成を進めます。

5 協働による景観まちづくり

(1) 市民・事業者・行政の役割と行動指針

景観は、市民・事業者・行政など、様々な主体の取組により形成されていきます。

このため、景観まちづくりを推進していくためには、それぞれがその役割について理解を深め、互いに協調連携して進めていくことが必要です。

このことから、次のとおりそれぞれの役割と行動指針を定めます。

対象	役割と行動指針	行動の例
市民	<p>市民一人ひとりが景観まちづくりの大切さを認識し共有するとともに、景観まちづくりにつながる取組や地域の景観資源を育んでいくことが求められます。</p> <p>日々の暮らしの中で、身近な景観に関心を持つとともに、地域の景観資源の発見や情報発信に努めながら、景観まちづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活環境の美化に配慮 ・草花の植栽や緑化推進 ・地域の成り立ちや歴史・文化などへの関心を高める ・景観資源の発見や情報発信 ・景観まちづくりに関わる人々との交流 など
事業者	<p>自らが地域社会の一員であることを認識し、事業活動を通じて景観まちづくりへ貢献していくことが求められます。</p> <p>事業活動において、地域の景観特性や景観資源に配慮するとともに、積極的に景観まちづくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した施設の維持管理 ・道路に面した箇所草花の植栽や緑化の推進 ・屋外広告物の整理やデザインの工夫 ・地域の景観まちづくりの活動への積極的な参加 など
行政	<p>景観まちづくりを進めるうえで必要な各種制度を充実し推進していきます。</p> <p>また、市民や事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会を増やし、主体的な景観まちづくり活動を支援していきます。公共施設などの整備や維持管理に当たり景観への十分な配慮を行い、伊勢原らしさを生かした景観まちづくりの先導的な役割を果たしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの普及・啓発の推進 ・景観まちづくり活動への支援 ・景観に配慮した公共事業の推進 ・景観まちづくりの推進体制の充実 など

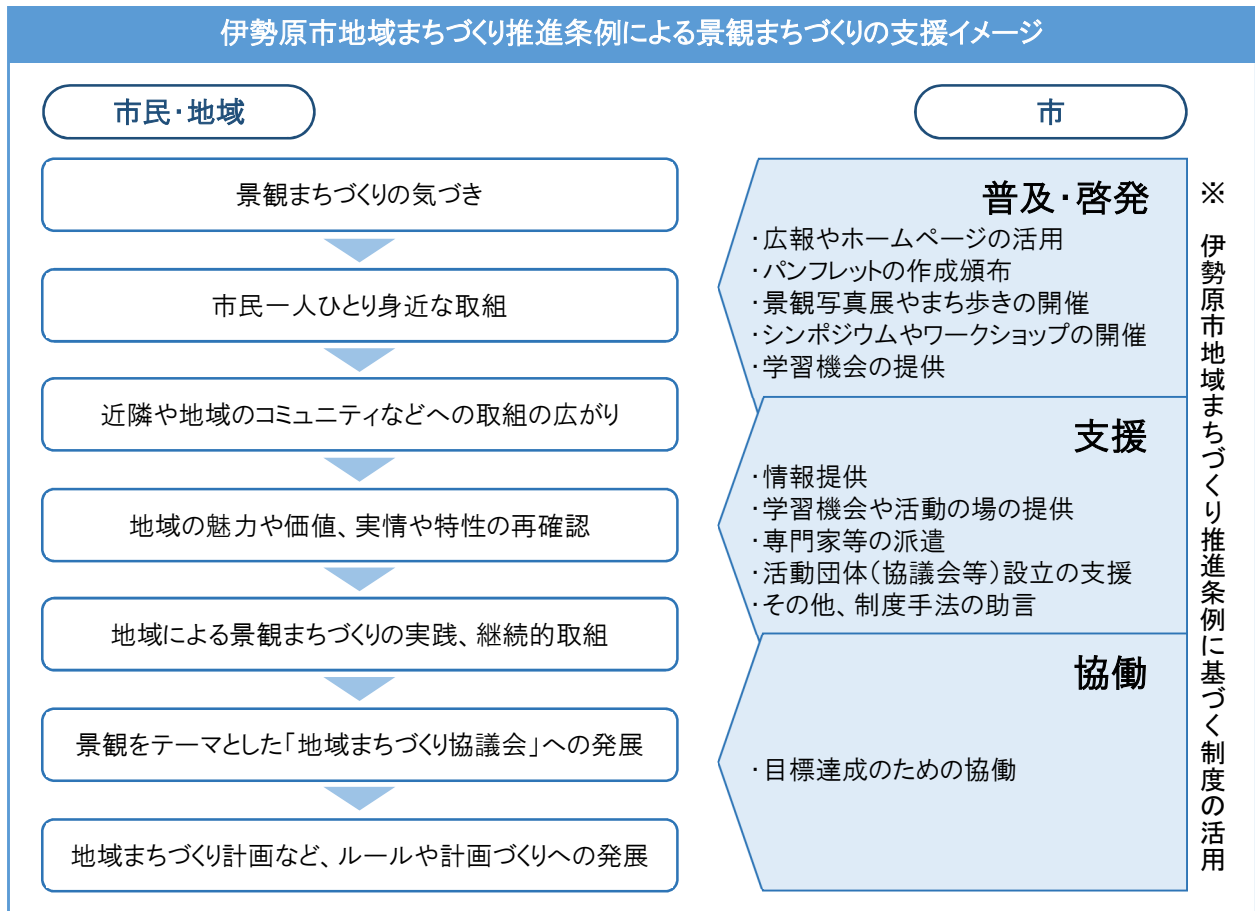
(2) 身近な場所から始める景観まちづくり

景観まちづくりは、清掃活動や草花の植栽など、一人ひとりができることから取り組んでいくことが推進力となります。また、そうした取組は、近隣の関心や意識を高めるとともに、景観まちづくりに関わる様々な人々との交流を深め、やがて多くの人々が参加する地域に根ざした取組となっていくます。やがては、住む人や訪れる人誰もが心地よいまちなみが広がっていきます。



また、市民一人ひとりの取組が、景観まちづくりに繋がっていくよう、伊勢原市地域まちづくり推進条例による仕組みを活用しながら、次のとおり取組を支援していきます。

- ・景観まちづくりの取組の初期の段階から、必要となる情報提供や学習機会を提供していきます。
- ・まちづくり活動団体の登録や認定制度を活用しながら、活動を支援します。
- ・景観をテーマとしたまちづくりの方針作成やその実現化のための手法など、地区特性に応じたルールや計画づくりを支援します。



(3) 市民参加と協働が支える景観まちづくり

市民をはじめ、景観まちづくりに関わる様々な主体の意識向上や参加意欲を高めていくための施策を推進します。

また、景観まちづくりの総合的な推進体制を整えます。

①	景観資源の情報発信	・景観写真展等の事業を実施し、本市の多様な景観資源を市民相互で共有するとともに、景観の魅力を市内外に向けて情報発信します。
②	景観まちづくりの担い手の育成	・景観まちづくりに関する学習の場や意見交換の場として、景観まちづくりシンポジウム等を開催します。 ・児童・生徒を対象とした景観学習の機会を設け、将来の景観づくりの担い手を育成します。
③	景観まちづくりの取組への誘導	・景観まちづくりを推進していく市民活動等に対して、伊勢原市地域まちづくり推進条例によるまちづくり制度等を活用しながら、技術指導や運営に対する助言や専門家の派遣など、各種支援を実施します。
④	連携と協力による景観まちづくり	・市民、事業者、行政など、様々な主体が取り組む景観まちづくりが連携・協働することのできる体制を構築します。

